

令和 4 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和 4 年 2 月 1 6 日

(第 2 9 回)

和 光 市 議 会

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和4年2月16日（水曜日）
午前11時00分 開会 午後 1時07分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員長	安保友博 議員	副委員長	待鳥美光 議員
委員	菅原 満 議員	委員	熊谷二郎 議員
委員	富澤啓二 議員	委員	金井伸夫 議員
委員	富澤勝広 議員	議長	齊藤克己 議員

◇欠席委員 1名

委員 松永靖恵 議員

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	喜古隆広	議事課長	遠藤秀和
議事課長補佐	本間 修	主 査	高橋寛子

◇本日の会議に付した案件

調査経費について

その他

午前11時00分 開会

○安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

なお、松永委員は体調不良により欠席届が出ています旨、御報告いたします。

それでは、本日の流れを確認します。

本日は、調査経費について、その他として、要求資料についてを議題とします。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

それでは、初めに、調査経費の追加についてを議題とします。

当委員会は、令和3年12月2日に、地方自治法第100条第1項の権限を委任をされ、現在、証人尋問を行い、調査を続けております。調査を続けていく中で、当初想定した以上に証人尋問を行う必要があり、会議開催回数が増加したため、本年度会議録作成費用等の経費が追加で必要となりました。また、当初、3月定例会での報告を目途としておりましたため、令和4年度の調査経費を設定しておりませんでした。先ほどお話ししたとおり、想定以上に証人尋問を行う必要があり、3月定例会での報告が困難となりましたので、引き続き令和4年度も調査をすることとなりました。

そこで、お諮りします。令和3年12月2日に本年度の調査経費は25万円以内と議決をされておりますが、本年度の調査経費を40万円追加するとともに、令和4年度の調査経費については30万円以内と設定する旨を議長に申し入れたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、今回、元職員、東内氏より当委員会に対しまして手紙が届いております。その内容としましては、やり取りをしたいという旨の内容がございました。当委員会としましては、この対応としまして、元職員が何の申出をしたいのかということについては十分な聞き取りが必要であると私は判断しますので、お諮りしたいと思います。何を言いたいのかについては、3月10日を期限として、先方よりその申出をしたい内容について何う内容の手紙をこちらから出すということを提案したいと思いますけれども、これについて御意見のある方はお願いしたいと思います。

菅原委員。

○菅原満委員 それはどういったものなんですか。どういった経緯なのか、まず教えてくださいませんか。

○安保友博委員長 休憩します。（午前11時04分 休憩）

再開します。（午前11時05分 再開）

菅原委員。

○菅原満委員 元職員に関しては、証人として出られるかどうか、出られない場合は正式に返答いただきたい旨を伝えて、特段ないということで元職員側から来ているということで、正式にはそこで全て完結しているということなので、それ以降のやり取りというのは、本特別委員会で扱うというのはちょっと趣旨が違うというふうに私は考えます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 今回、そういった形で元職員から申入れがありましたので、この機会に自分としては、先方に尋ねてみたいこととしては、元職員の能力・意欲評価シート、これについての開示を本人がオーケーするかどうかというのを聞いてみたいと思っています。委任状で本人がオーケーすれば、この評価シートの開示というのは、個人情報ではありますが、開示する可能性があるんじゃないかと。例えば、情報推進課の意見では、全部開示は無理かもしれないけれども、一部開示は可能かもしれないという見解も聞いておりますので、そういった形で、そういったコミュニケーションを取る内容としては、要求資料の件でやり取りできればいいかなと。これは先方の判断なので、1回尋ねて、イエスかノーか分かりませんので、それをテーマにやり取りすべきじゃないかと思います。

○安保友博委員長 ちょっと整理します。その元職員から来た手紙に対して、言いたいことがあるんだっただけで言うってほしいという内容の手紙を出すことについてはいかがかということは今、諮っていますけれども、それに加えて、個人の評価シートの開示をしてもよいかということは何う内容もそこに付け加えるという、そういう御意見でよろしいですか。

菅原委員。

○菅原満委員 委員長においては、きちんと議事を整理して進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○安保友博委員長 今、その整理をしております。

金井委員、そこについてもう一度確認します。

○金井伸夫委員 私としてはそのテーマでやり取りすることを検討してもらいたいということです。

○安保友博委員長 休憩します。（午前11時09分 休憩）

再開します。（午前11時20分 再開）

改めて申し上げます。

この手紙に関しては、議長宛てに親展で来た手紙ということです。この手紙についての内容の確認並びにそれに対してこの当委員会としてどのように対応するかについて、改めて諮りたいと思います。

ここで議長に確認させていただきます。この手紙の内容について、この委員会として取り上げることに問題があるかどうか御意見をいただきたいと思います。

休憩します。（午前11時21分 休憩）

再開します。（午前11時22分 再開）

齊藤議長。

○齊藤克己議長 先ほど、東内元職員からの公的なお返事と併せて、そしてまた、この書類に関しては公的な位置づけもあるということで、委員会のところで開示していただいても構いませんが、両方判断をした上で御判断願いたいと思います。

○安保友博委員長 以上のように御意見をいただきました。

先ほどの委員長提案として私から提案させていただいたものは、こちらが示した期限を外れた本人からの申出ではありますけれども、当委員会として調査を尽くすという観点から見ると、これは調査をすべきだと私は判断しますので、改めて諮るものです。この手紙に対して、言いたいことがあるのであれば、それはしっかりと記したものを当委員会に通知をしてほしいという内容の手紙を出したいということが私の提案です。これについて、皆さんの意見を改めて伺います。

菅原委員。

○菅原満委員 それは何かあればという文面で渡すということなんでしょうか。何か具体的なことを確認するという意味合いでの文書を送付し、回答をいただくという内容なのでしょうか。

○安保友博委員長 ここで、改めてその手紙の内容を確認したいと思います。

休憩します。（午前11時24分 休憩）

再開します。（午前11時32分 再開）

それでは、今、改めて手紙の内容を確認していただきました。それを踏まえまして、改めて、これに対して当委員会としては、個別のやり取りを今後続けていくということではなくて、まずはこの個人情報の取扱いとか、その他に関しての懸念事項はこちらで厳正に対処をするということで、それを前提として、まずは言いたいことを全て述べてほしいということをごちからから打診するという内容の手紙を出したいというのが私の提案です。

改めて伺います。皆様、御意見がありましたらよろしくお願いします。

菅原委員。

○菅原満委員 それは、要は1回で完結するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○安保友博委員長 今の菅原委員の質問に対してお答えします。

1回で済むかどうかというのは、先方の手紙の内容によるので、ここで断言はできませんけれども、少なくとも、例えば毎週1通ずつ手紙をやり取りして、この手紙の中にもあるように、そのようなやり方というのは現実的に難しいと思いますので、そういう意味で、1回、もしくは2回、その程度で済むように、まずは全体を聞き出して、その後の情報の取扱いについては、提供いただいた情報の取扱いについてはこの委員会で判断をさせていただきたいと、そういう趣旨で打診をするということです。

菅原委員。

○菅原満委員 今後のスケジュールで、少なくとも6月議会に報告をするということで、3月には委員会として調査する事項を終えて、4月、5月で報告書を作成しないといけないわけですし、3月議会開会中でありますので、きちっとしためどを設けないと、相手方とのやり取りの中でということで行くと、めどが立たないと思いますので、その辺、はっきりしておいたほうが良いと思いますが。

○安保友博委員長 これも何度も申し上げておりますけれども、スケジュールはスケジュールとして非常に大事なものだとは認識はしているものの、自主的な調査がそれで怠ることになってはいけないというのが信念であります。その上で、今回、この3月10日というふうに私が提案させていただいたのは、今、3月中に全ての証人尋問を終えるという予定を立てておりますので、その調査事項として、3月中に完結する、その予定をもって、今回この手紙を出したいということですので、それで御理解いただければと思っております。

菅原委員。

○菅原満委員 そうすると、今、3月10日という日程が出たので、3月10日までに回答をいただくということのやり取りのみというふうに理解してよろしいわけですか。

○安保友博委員長 こちらから打診するものとしては、その予定です。全てをそこで書いて、3月10日までに出してほしいということで手紙を出したらどうかというのが私の提案です。

菅原委員。

○菅原満委員 ちょっとくどくなって申し訳ありませんが、3月10日をめどに回答いただくという、それで相手方とのやり取りは終了ということで理解してよろしいですね。

○安保友博委員長 これも繰り返しになりますけれども、こちらとしては全て言いたいことをくみ取る、吸い出すというところが趣旨ですので、その予定でおります。あくまで予定です。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 基本的に第1回で元職員に対して、言いたいことがあれば回答をお願いしたいと期限を設けてやっているわけですね。それで今回、その期限に間に合わなかったけれども、本人のほうで改めて文書等によってやり取りできたらということもあるので、ですから、期日を決めて、さらに今回、いついつまでに提出してほしいということに対して、それが遅れた場合には残念ながら扱わないという、そうしたことを前提として進めていくしかないのかなというふうに思いますが、やっていくことについては賛成です。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 私も期日を決めてやっていくということで、賛成です。

東内元職員の要求に応じていくとなると、なかなか決めかねない条件が付されていて、事態が混乱、複雑になる可能性があるのでは、やはり期日を決めて1回やり取りをするということで進めたらどうかと思いますので、私も賛成です。

○安保友博委員長 富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 この手紙の趣旨を見ると、中間報告書に対する自らの意見や発言等を行いた

い旨が書いてありますけれども、基本的には弁明書になるのではないかと思います。そうしますと、疑義が生じたら、それに対しての問いを発する形になると。やっぱり期限を決めてやったとしても中途半端に終わってしまうのではないかと思いますので、参考程度に受理するという流れのほうがよろしいのではないかなという気がいたします。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 私も先ほどの意見のとおり、期日を決めてやることには賛成です。

本人が一旦文書を出して、追加の文書でそういうことをやりたいということであれば、その中で御回答いただいて、それは委員会の中で判断すればいいかなと思います。我々は、98条、100条とずっといろいろ調査してきたわけですから、その辺の材料を持っていますので、そのやった文書を照らし合わせて委員会の中で判断していけばいいのかなというふうに思っています。

○安保友博委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 ちょっと確認させていただきたいんですけども、これは元職員に対して聞きたいことではなくて、言いたいことを言ってもらいたいという内容なのかということが1点と、それから、そのやり取りは委員会として公式なやり取りになる、調査の一環としてですよね。そうなった場合に、その内容のそれをどのようにここで、その内容について、例えば議論をしたのかとかそういったことは、委員会としての公式なやり取りになるのかなと思うので、その辺の公表の在り方も考えなきゃいけないということと、それから、この手紙の中に、発言する個人名の秘匿等をどのようにするかというふうなことを打合せをしたいとなっているので、そのあたりのことを今回、言わずにというか、どういう形になりますよということを言わずに、言いたいことを言ってくださいという内容で紹介をするのか、そのあたりの確認をお願いします。

○安保友博委員長 この内容としては、元職員が懸念をしていることについては個人名の秘匿等ありますけれども、この辺についても、当委員会ですべてを公表するかどうかということについては、この委員会としての判断でやらせていただきたいということで、厳正にそこはやりますという前提の下、言いたいことを全て述べてほしいと。

ここで聞くことの趣旨というのは、今回、元職員に対する不祥事ということ进行调查している当委員会としては、当事者の意見を聞くことなく一方的にこういう判断をしたというふうに言われることがないように、本人の意見を聞くということは大変重要な機会だと思っていますので、それをどのように委員会として反映させるかというのは委員会の判断であって、まずは本人から言いたいことを言ってもらいたいということが一番重要だと考えますので、今回はそういうふうにしたいたいというのが私の提案です。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 中間報告は先方に送ってあるわけなので、中間報告の中で事実として認定したことがありますよね。それについて、まずは事実と異なることがないかという確認は必要か

なと思うんですけれども、あと、その言いたいことを言ってくださいということでもいいんですかね。

○安保友博委員長 通常の尋問と違いますので、今回は本人に対する申し開きの機会、弁明の機会に準ずるものとして言いたいことを言ってもらうということで、私は問題ないと考えています。

菅原委員。

○菅原満委員 本人からの弁明に当たる云々というお話がございましたけれども、基本的に、仮にこちら側からこの点について確認したい、この点について何かあればということをやったにしても、その関係の確認とかというのは難しいということになると、やはり報告書での扱いというのは非常に難しいのかなと。あくまでも本人はこういうふう述べているぐらいの扱いにしかならない、扱いにせざるを得ないのかなと。報告書作成のときの扱いが非常に難しくなるのかなという気もしますので、その辺きちんと趣旨を決めていかないと、仮に3月10日としても、今日が2月16日ですので、大変限られた日数になってくるというのを考えると、その辺きちんと詰めてさらにやっていくというのはなかなか厳しいような気もしますし、先ほど富澤啓二委員からあったように、その扱いについてちょっと難しい点もあるのかなという気がいたします。あくまで元職員の弁明を伺うということで、報告書にどう反映するかというのはなかなか難しいのと、その内容について確認していくということはどうもないというか、実質できないので、非常に難しいのかなという気はいたします。

○安保友博委員長 富澤勝広委員。

○富澤勝広委員 今の段階で扱いについて難しいという議論はどうなのかなというふうに思います。まだこの中間報告に対する意見や発言等について意見を述べたいという中身がありますから、本人がどのような形でそれを言うのかの中身によるんだと思うんですね。それを踏まえてどうするかというのは分かりますけれども、今の時点で出てきた内容をどう扱うかというのは、まだまだちょっと早い段階ではないかなと。事前としてそういう認識を持つていくことは必要だと思いますけれども、ここで決めつけるようなことではないような気がします。

○安保友博委員長 菅原委員。

○菅原満委員 決めつけたわけではないですけれども、今後、報告を作成していく上で、やはりそういった点もきちんと考慮に入れた上で確認していくという作業を進めないと、報告書作りをきちんと、決まったスケジュールどおり6月議会で報告するというのを考えると、その辺も踏まえて確認していく作業、手順を考えていかないと難しいのかなと。この意味合いで申しあげましたので、意が伝わらない点があったとしたら大変申し訳ないです。失礼しました。

○安保友博委員長 それでは、委員長提案として上げました、先方に、言いたいことがあるんであれば、それについてはしっかりと書いた上で、3月10日を期限とし、消印有効で、それを過ぎた場合には、熊谷委員の意見にもありましたように、そこは参考にはできないかもしれないということも申し添えた上で、その取扱いについては、来た後に内容を確認した上で、委員

会としてどのように判断するかはそこで議論をするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

菅原委員。

○菅原満委員 確認するという事なんですけれども、その内容についてはどういうふうに決めるのでしょうか。何かあればというようなことなのでしょうか。

○安保友博委員長 先方がこの手紙の中で述べてきている、言いたいことがあるということが読み取れますので、その述べたいことがあるのであれば、それはまとめてその期限までに出してほしいという趣旨ですけれども、その文言については委員長に一任するという事によろしいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 ある程度きちんと、先ほど富澤勝広委員からもあったように、今後の扱いについては今後検討するにしても、やはりどういったことを確認するのかというのは委員間で共通にしておいたほうが良いと思います。事前に確認するなりしておいたほうが良いのかなと私は思いますので、事前に各委員にこういうことを聞くよということを確認を求められたほうがよろしいのかなと思います。

○安保友博委員長 休憩します。(午前11時50分 休憩)

再開します。(午前11時51分 再開)

菅原委員。

○菅原満委員 前回の回答で、前回送った内容で期限とか、当事者のほうで準備が間に合わなくて伝えることができなかったということであるならば、前回と踏襲した内容で今回は3月10日までを期限として御回答くださいという内容になるということ送付されればよいのではないかとこのように考えます。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 その今回の発信の中で、本人の評価シートの開示について本人が良いと言うかどうかということで、それを含めるというのはどうなんですか。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 実際には中間報告の中でも、そういった人事評価云々ということに詳しくは触れられていないので、新たにそこへ出すとまた違う問題点でやり取りしなければならなくなってくるし、そういう面ではちょっと無理かなと思います。

○安保友博委員長 休憩します。(午前11時53分 休憩)

再開します。(午後1時02分 再開)

改めまして、金井委員からの提案について、もう一度お願いしたいと思います。

金井委員。

○金井伸夫委員 これまで提案してきました東内元職員の人事評価の能力・意欲評価シートの

開示要求ですが、今回の相手方への手紙の中に、相手方が開示をオーケーするかどうかの委任状を含めて一緒に送って、そして、もし本人がこれをオーケーすれば、評価シートを開示要求することについていかがでしょうか。

○安保友博委員長 ただいま金井委員から提案がございましたが、これに対する意見がある方は挙手を願います。

熊谷委員。

○熊谷二郎委員 ちょっとお聞きしますけれども、この評価シートの開示部分というのは、元職員の東内氏が行ったものについてなのか、それとも東内氏自身のさらに上部からの評価なのか、どの評価シートなのか伺います。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 できたら、その評価者のものを含めた完成した評価シートを要求したいと思っています。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 そうすると、元部長が評価した部分と、それから元部長を評価している評価シート、その2種類という意味ですか。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 評価シート自身が1枚のシートに申告者の評価、配点、評価項目の配点と、それから第1次評価者の配点、第2次評価者の配点が1枚に収まっていますので、できたらその完成形を要求しまして、そういったものがエビデンスになるのではないかと考えています。

○安保友博委員長 熊谷委員。

○熊谷二郎委員 確認ですけれども、東内元部長に対する評価シートということによろしいんですね。

○安保友博委員長 金井委員。

○金井伸夫委員 そうですね。

○安保友博委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ほかにありませんので、金井委員の提案にありました今回の手紙に附随して、東内氏本人の人事評価を開示することに対する伺いと、あとその委任状を添付して送付するという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんので、そのようにいたします。

案文につきましては、委員長に一任願います。

それでは、次に、次回の日程について確認いたします。

次回の日程は、2月22日火曜日、本会議終了後から第30回調査特別委員会を開催し、証人の決定について、証人尋問事項の協議について、証人の出頭要求についてを行います。

本日の案件は以上になります。

そのほかに、何か委員の方からございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午後 1時07分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 安 保 友 博